様式３

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

大多喜町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　弊社は、大多喜中学校屋内運動場及び柔剣道場空調設備設置工事の提出に当たり、下記の事項について相違ないことを誓約します。

　これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴町が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

⑴　千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）における管工

事に登載されている者のうち、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に定める 管工事業の特定建設業の許可を受けている者で、大多喜町建設工事請負業者等指名停止要領による指名停止を受けていない者。

⑵　千葉県内に営業拠点（本支店、営業所）がある者。

⑶　本工事に１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法第15条第2 号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任 で配置できる者。

⑷　過去１０年間に、同種工事として、建物の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の新築、増築、改築又は改修に係る管工事を元請けで施工した実績のある者。 ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成７年１１月７日制定）に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。

⑸　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

⑹　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

⑺　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。